

【要件】

稲敷市暴力団排除条例（平成 23 年稲敷市条例第 11 条）第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団等でないこと。

【申込み方法】

次の書類をまちづくり推進課まで提出してください。

空き家の売却・賃貸を希望する所有者 (売りたい、貸したい方)
物件登録申込書（様式第 1 号）
物件登録カード（様式第 2 号）
同意書（様式第 3 号）
添付書類 ・身分を証明するものの写し ・土地、建物登記簿の全部事項証明書 （発行日から 1 か月以内のもの） ・登記（相続登記含む）がされていない 場合は、念書（様式第 3 号の 2）及 び 登記に必要な所有権を証する書類

空き家の利用登録ができる方 (買いたい、借りたい方)
利用登録申込書（様式第 12 号）
誓約書兼同意書（様式第 13 号）
添付書類 ・登録申込者及び同居しようとする者の 住民票（発行日から 1 か月以内のもの）

【交渉・契約方法】

空き家所有者等には、契約交渉のすべてを「公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（宅建協会）」の会員業者に媒介を依頼していただくことになります。

市では、契約交渉の媒介を行っていませんが、宅建協会と空き家バンクの媒介業務について協定を締結していますので、安心して宅建協会へ依頼することができます。

なお、宅建協会の媒介には、宅地建物取引業の規定に基づく仲介手数料が必要となります。

空き家バンク活用促進制度

空き家バンクを通じて、空き家の売買や賃貸借が成約した場合、所有者と購入者、または賃借者それぞれに助成金を交付します。

	助成対象	助成額	申請期限
奨励金	成約物件の売買や賃貸借契約を結んだ方	5 万円	売買または賃貸借契約締結後、180 日以内
リフォーム工事助成	成約物件のリフォーム工事費用（補強、模様替え、増改築など）	対象経費の 2 分の 1 （上限 50 万円）	売買または賃貸借契約締結後、1 年以内
家財処分助成	成約物件内の家財（家具、家電製品など）の処分費用	対象経費の 2 分の 1 （上限 10 万円）	売買または賃貸借契約締結後、1 年以内

※その他、各種要件があります。詳細はお問い合わせください。